

事例 #1

～利用者の退院を前提とした住宅改修～

《質問》

利用者は自宅内の廊下で段差につまづき転倒し骨折。現在入院している。
退院の見込みが立ち、自宅での生活に戻ることを予定しているが、下肢筋力の低下により再度転倒の恐れがある。
自宅での生活の不安を解消するために、生活動線上の段差を解消したいとの希望有り。
このようなケースで、退院前に住宅改修の工事を行うことは可能か。

《回答》

介護保険の住宅改修は「居宅」サービスであるため、たとえ退院を前提にしても入院中は住宅改修費を支給することはできません。

ただし、退院に先立って住環境を整えるために、入院中に住宅改修を行うことは可能です。
このようなケースでは、通常の申請と同じように各区高齢・障害課・各地区健康福祉ステーションに事前申請を行い、住宅改修承認通知が発行されるのを待って住宅改修を行ってください。

事後申請については、利用者が退院・在宅生活に戻ったことを確認した後に行ってください。

住宅改修費の支給につきましても、事後申請にて利用者の退院を確認した後に行われます。
この際、転院や死亡等の理由で利用者が在宅に戻らなかった場合は、住宅改修費の支給は行われません。

また、退院の目途が立たず、事後申請を行えない場合は区役所高齢・障害課・健康福祉ステーション介護給付担当まで御連絡ください。

《類似ケース》

※1 施設からの退所の場合も同様です。

※2 新規認定申請・区分変更申請中の利用者宅を改修する場合も同様の手順を踏みます。
この場合、事後申請を行うのは認定結果が出たことを確認してから行ってください。
(認定結果が非該当となった場合や、認定申請を途中で取り下げた場合は不支給となります)

事例 #2

～やむを得ない事情により改修内容の変更が必要になった場合～

《質問》

事前申請は既に終えており、承認通知も発行されている。改修内容は手すりの取り付け。着工日当日に、壁の強度が不足していることが初めて判明したため、補強版の取り付けが必要になった。このように事前申請で提出した見積り書に計上されている改修内容を一部変更して行うことは可能か。

《回答》

安易な変更については不支給という取扱いになりますが、予測し得なかった強度の不足等、見積り段階では予測しえなかった事情により、工事の内容をやむを得ず一部変更する場合には、理由書との整合性を確認するために、担当ケアマネージャーに確認の上、区役所高齢・障害課・健康福祉ステーション介護給付担当に御相談ください。

状況を確認の上、当初の改修目的を達成するために必要であると判断できる場合には保険給付の対象となります。

なお、この場合には、工事内容を変更した理由について、書面等での説明が必要となります。

注意！！

住宅改修の内容を変更する必要がある場合には、必ず改修を行う前に区役所高齢者支援課・健康福祉ステーション介護給付担当まで電話等で対応について御相談ください。

事例 #3

～見積り書にない工事を追加で行った場合～

《質問》

事前申請の段階では、廊下部分に移動用の手すりを設置する改修が予定されていたが、利用者の希望により、玄関部分に立ち上がり・姿勢安定用の手すりを追加で設置した。

区役所に連絡はしておらず、事後申請の際に追加部分の図面・内訳書等を添付して提出する予定。

このように、事前申請の際に承認されていない工事を行うことは認められるか。

《回答》

事前申請制の趣旨から考えましても、上記のようなケースは保険給付の対象とはならず、不支給になります。

承認を行っているのは、あくまでも事前申請の提出書類に記載されている改修ですので、新規の改修を無断で追加することは認められません。

追加で改修が必要になった場合の対応としましては、改めて申請を行った上で、別個の改修として手続きを行ってください。

事例 #4

～利用者の希望等により改修内容の変更を行った場合～

《質問》

当初の予定では、トイレに立ち上がり用の手すりを設置する予定だったが、改修当日の利用者の希望により、トイレの扉の開閉の際の姿勢保持用の手すりとして利用するために、取り付け位置と向きを変更して設置した。

利用者の希望であること、使用部材・改修費用に変更がないことから問題はないと考えたため、区役所への相談は行わなかった。

このようなケースは、保険給付の対象となるか。

《回答》

このようなケースでは、改修を行う前に必ず電話等の手段で区役所高齢・障害課・健康福祉ステーション介護給付担当に相談してください。

住宅改修は、ケアマネージャー等が作成した理由書を根拠に行われるものですので、例え利用者の希望による変更でも、理由書に記載されている目的を逸脱した改修を行ってしまった場合、保険給付の対象外となり、不支給となってしまいます。

注意！！

介護保険における住宅改修は、公的な支援です。従って、その支援を受けるためには本人の意思の他に、その必要性について客観的な判断が必要となります。

住宅改修に限らず、客観的な判断を行う役割を果たしているのがケアマネージャーです

事例 #5

～浴室の改修を行う際にユニットバスの導入を検討している場合～

〈質問〉

ユニットバスの導入により、浴室の全面改装を検討している。
介護保険住宅改修では、どの範囲までが給付対象となるか。

〈回答〉

介護保険住宅改修では、

1. 手すりの設置
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への取替え
6. 1～5の改修に付帯して必要となる住宅改修

以上の改修項目が支給対象として認められています。上記の項目に挙げられてないことから、浴室の全面改装を一括して住宅改修として承認することはできません。従って、個々の部分について対象となるか検討する必要があります。

〈具体例〉

対象となる工事	対象外となる工事
<ul style="list-style-type: none">・立ち上がり用の手すりの取り付け・滑りの防止のための床面の張替えや床のかさ上げによる段差の解消・利用者の身体状況に合わせた引き戸等への取替え・浴槽の跨ぎを低くすることによる段差の解消（浴槽のサイズ変更なし）	<ul style="list-style-type: none">・天井や壁面の張り替え・暖房機器の設置・バス水栓、シャワー水栓の付け替え・浴槽をサイズの大きいものに付け替える工事

※浴槽の交換等については、「川崎市高齢者住宅改造費助成事業」の対象となる場合もありますので、併せて窓口にて御相談ください。

注意！！

ユニットバスの場合、対象部分と対象外部分が混在していると考えられますので、それぞれ按分して見積書・内訳書に記載してください。按分されていないものは支給対象とすることはできません。

事例 #6

～住宅改修で想定していない目的のための改修～

《質問》

利用者・家族より畳敷きの寝室にベッドを設置するために床面をフローリング化したいとの希望有り。

このような目的で床材の変更を行うことは可能か。

《回答》

床材の変更は、

「滑りの防止及び移動の円滑化等」

という目的で行われる場合に支給対象となります。

従って、《質問》にあるベッドの設置のためのフローリング化は認められません。

このように、住宅改修は改修種目ごとに目的が定められています。形式としては対象となりそうな改修でも、改修の目的が異なると支給対象とはなりません。

《住宅改修の目的》

手すりの取付け	転倒防止もしくは移動、移乗動作の補助。
段差の解消	段差をスロープにするだけではなく、既存のスロープや階段を緩やかにする工事によって、利用者の移動動作の際の危険の軽減、動作の補助を行う。
床又は通路の材料の変更	床材を滑りにくいものや、平滑なものにすることによるすべりの防止、移動の円滑化。
扉の付け替え	利用者の身体状況に合わせ、開き戸を引き戸に付け替える。 また、扉全体の交換のほかに、ドアノブの変更や戸車の設置等の工事もこれに含まれる。
便器の付け替え	和式便器から洋式便器への付け替えにより立ち座り動作を容易にすることが一般的。 便座の高いタイプに交換することで立ち上がり動作を容易にする。 また、便器の向きを変えることにより動作や介護を容易にする工事も含まれる。

事例 #7

～住宅改修に必要な付帯工事について～

《質問》

和式便器から洋式便器の取替えに伴い、給排水設備工事が必要となった。
また、ウォシュレット付便器に取り替えるために電気配線工事も併せて行う予定。
これらの工事は保険給付の対象となるか。

《回答》

まずは給排水設備工事ですが、これらの工事が行われなかった場合、便器の付け替えを行ったとしても、付け替えた便器はその機能を果たさなくなってしまう。
このように、住宅改修の目的を達成するために必要となる工事は、住宅改修の付帯工事として保険給付の対象となります。

次に電気配線工事についてですが、こちらの工事はウォシュレット機能に付帯して必要となる工事です。しかし、ウォシュレット機能は住宅改修の改修種目には該当するものではなく、あくまでも便器の付属品として考えられます。従って、《質問》にある配線工事は住宅改修の付帯工事としては認められません。

整理

付帯工事は、住宅改修の本体の工事目的を達成するために必要な場合のみ保険給付の対象となります。

《付帯工事の具体例》

- ・手すりを取り付けるための壁の下地の補強
- ・扉を引き戸に付け替える場合に必要になる壁や柱の改修